

東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る  
関係省庁等連絡会議の開催について（案）

〔平成27年5月22日関係省庁申合せ  
平成27年7月 日一部改正〕

1. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は7月から9月の暑さが厳しい期間に開催され、また、世界各国から多くの外国人が訪れることが予定されている。

このため、競技会場やその周辺のみならず街づくりの一環として暑さ対策を進め、アスリート・観客が過ごしやすい環境を整備するため、東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときはその他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会  
推進本部事務局長

構成員 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会  
推進本部事務局企画・推進統括官

内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）

消防庁審議官

文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

厚生労働省大臣官房審議官（健康、食品安全、災害対策担当）

経済産業省大臣官房審議官（商務情報政策局担当）

国土交通省大臣官房審議官（道路局担当）

気象庁総務部長

環境省大臣官房審議官（水・大気環境局、放射性物質汚染対策担当）

環境省総合環境政策局環境保健部長

東京都環境局次長

東京都オリンピック・パラリンピック準備局施設輸送担当部長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

国際渉外・スポーツ局長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

大会準備運営局長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
会場整備局長  
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
施設整備調整局長

3. 連絡会議の庶務は、内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係省庁等連絡会議の開催について」 新旧対照表

改正案	現行
1. (略)	1. (略)
2. (略) 議長 <u>内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長</u> 構成員 <u>内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官</u> (略)	2. (略) 議長 <u>内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長</u> 構成員 <u>内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理</u> (略)
3. (略)	3. (略)
4. (略)	4. (略)